

地域包括センターの業務について

地域包括支援センターとは高齢者(65歳以上)の方が住み慣れた地域で、安心して生活できるように高齢者ご本人やそのご家族をサポートする身近な相談窓口です。また、相談対応以外にも取り組んでいることがありますので、ご紹介します。

各関係機関との連携により、地域住民の生活等の実情を把握し、住民相互の支え合いによる活動やインフォーマルサービス(公的機関等によるサービスや支援以外のもの)の拡充に努めることを目的に取り組んでいます。

〇認知症の支援に関する事業

【ふじ光(あかり)の会 認知症の人と家族の会】・・・第3金曜日

認知症の方やその家族の方が気兼ねなく交流できる場所です。介護する人にしか分からない苦労話やうれしかったこと等を話し気分転換を行います。

【来夢里(こぶり)おれんじかふえ】・・・第1金曜日、第3火曜日

認知症の方が自ら取り組める作業やレクリエーションを通して、楽しみや生きがいに繋がるよう支援を行っています。

【各公民館でのつどいの場運営事業補助金】

認知症カフェの開設・運営のための補助金事業を行っています。今後、自分たちの地域で開催したいという方はいつでもご相談ください。

〇生活支援体制整備に関する事業

【高齢者の生活実態調査(アンケート)】

地域の高齢者の方々の心身の状況や普段の生活についての実態を把握することで、地域の課題や傾向を分析し、住み慣れた地域で暮らしていけるよう体制整備を行うことを目的として行います。

・調査項目

1. 移動・外出について
2. 人付き合い・地域との交流について
3. 日常生活について
4. 食事・栄養について

・調査方法 地域包括支援センターの職員がご自宅に訪問させていただきます、聴き取りをします。

・対象者 高千穂町在住で70歳以上の方の中から無作為で抽出します。

・実施期間 令和4年度中

※開始が決まり次第改めてお知らせしますので、ご協力をお願いします。



産前産後期間の国民年金保険料免除制度

次世代育成支援の観点から、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年4月から始まっています。免除された期間は保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

免除対象期間

- 出産予定日または出産日の属する月の前月から4カ月間
※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間

対象となる人

- 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

届け出期間

- 出産前は予定日の6カ月前から届け出が可能です。出産後の届け出期間の制限はありません。

申請に必要なもの

- ① 母子健康手帳
※出産日後の申請では、市町村で出生日を確認できるので原則不要です。
- ② 年金手帳又は基礎年金通知書



? 国民年金第1号被保険者とは?

20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人などです。

郵便局
高千穂町役場 企画観光課

お便り ありがとうございます

お寄せいただいたお問い合わせの一部をご紹介します。紙面の都合上、要約させていただく場合がありますのでご了承ください。

広報誌に質問の返答が載らないものは、別途、町のホームページで回答するべきではないのか(ペンネーム:でしょ、10代以下・女性)

企画観光課より
ご意見ありがとうございます。
広報誌に付属の葉書またはLINEでのご質問等につきましては、掲載の可否がない場合でも、担当課や関係機関等に回答依頼をし、できる限り回答をしております。
今回、「でしょ」さんのご質問が書かれていませんでしたので、掲載をしたかしていないのかがお答えできず申し訳ございません。
いただいたご質問等の見落としはないと思いますが、再度、ご質問の内容を教えてくださいと調べると助かります。

郵便はがき

8 8 2 1 1 9 0

料金受取人払郵便



差出有効期限
令和5年1月19日
日まで

高千穂町役場
企画観光課 行



ご住所

電話番号 () -

おなまえ

ペンネーム

※記入がない場合はイニシャルで表記させていただきます

点線に沿ってお切りください(郵便はがき専用)